

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	青少年問題対策事業			事業コード	0114
担当課等	所属名	市民部 市民活動推進課		担当係名	
	課長名	市民部 市民活動推進課	担当者名	小橋 栄史	電話番号 2117

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	共に生き未来を創る教育・文化	コード 4	施策	将来を担う次世代の育成	コード 1
	基本事業	児童・青少年の健全育成	コード 5	関連予算 費目名	一般会計 3款 1項 6目 青少年施策推進事業(002-01)	
	特記事項					
	事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度			⇒（開始年度 昭和34年度～）	
事務事業の概要	青少年に関する諸施策を調整し、関係機関、学校、地域及び家庭との連携を図りながら、青少年施策を推進する。					
根拠法令等	地方青少年問題協議会法及び盛岡市青少年問題協議会設置条例					
この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）						
昭和34年に盛岡市青少年問題協議会が設置され、青少年の指導、保健及び矯正に関する総合的施策の樹立と適正実施を目的とし、必要な関係機関相互の連絡調整を図るために実施するものである。						
この事務事業に対して関係者（市民、議会、事業対象者、利害関係等）からどのような意見・要望が寄せられているか						
特になし。						
事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令）はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
少年犯罪や青少年が被害に遭う年齢が、年々低年齢化するとともに、犯罪が凶悪化している傾向にある。携帯電話の普及により、サイバー犯罪の増加等、今後も青少年が犯罪に巻き込まれる可能性は更に高まるものと思われる。 また、平成22年4月1日に子ども・若者育成支援推進法が施行され、地方自治体は、地域内の子ども・若者の状況に応じた施策を実施することとなった。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	市民	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 市民	単位	人
				B.	単位	
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) ・青少年問題協議会の開催 ・新青少年健全育成計画(改訂版)の作成 ・青少年施策の概要の作成 ・7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び11月の「子ども・若者育成支援強調月間」に呼応して全市的啓発運動を展開した。 ・青少年健全育成ビデオの貸し出し 23年度計画(23年度に計画している主な活動) ・青少年問題協議会委員の委嘱替え ・青少年施策の概要の作成 ・7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び11月の「子ども・若者育成支援強調月間」に呼応して全市的啓発運動を展開する。 ・青少年健全育成ビデオの貸し出し	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 青少年問題協議会開催回数	単位	回
				B. 青少年施策の概要発行部数	単位	部
				C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	・関係機関等の連携を図り、総合的な施策を市民に提供する。 ・非行防止等の啓発活動を行い、次代を担う青少年を非行等から守る。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 補導人数 【指標の性格:○ 上げる ● 下げる ○ 維持する】	単位	人
				B. 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
				C. 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	健全育成が図られる	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	補導件数(単位:人) 刑法犯少年件数(単位:人)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	市民	人	297,592	297,267	297,267	298,148	298,148	298,148	26 年度 298,148
対象 指標B									年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	青少年問題協議会開催回数	回	2	2	2	2	2	2	26 年度 2
活動 指標B	青少年施策の概要発行部数	部	250	250	250	250	250	250	26 年度 250
活動 指標C									年度
成果 指標A	補導人数	人	74	76	150	68	150	150	26 年度 150
成果 指標B									年度
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	622	805	917	804	906	906	*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	622	805	917	804	906	906	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	622	805	917	804	906	906	*****
延べ業務時間数		時間	100	280	100	240	100	100	*****
職員人件費 (B) (臨時職員賃金は、事務費に含む)		千円	400	1,120	400	960	400	400	*****
トータルコスト (A) + (B)		千円	1,022	1,925	1,317	1,764	1,306	1,306	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性 評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性 評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☒ 類似事業がある ☐ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性 評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性 評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 関係機関、団体、地域との連絡調整を密にしながら、事業を継続する。
	②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 各部署の意見調整が必要であるとともに、お互いの理解が必要である。

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果		(2)全体総括(振り返り、反省点)							
	① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ○ 妥当 ● 見直し余地あり ③ 効率性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ④ 公平性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり		青少年に関わる施策が、市民部、保健福祉部、教育委員会、商工観光部など多岐にわたることから、相互の連絡調整が難しい。 また、携帯電話による事件、いじめ、ニートなどが社会問題化する中、新たな青少年対策も求められている。							
今後の方向性と改革改善案	(3)今後の事務の方向性(改革改善案)									
	<table border="1"><tr><td>☐ 終了 ☒ 継続</td><td rowspan="2"></td><td>☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)</td></tr><tr><td>☐ 廃止 ☐ 休止</td><td>☒ 改革改善を行う</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>☐ 事業統廃合・連携</td></tr></table> 方向付けの理由と改革改善の内容 本事業は、青少年に関する総合的な施策を協議すること目的としているが、施策が市民部・保健福祉部・教育委員会・商工観光部など多岐にわたることから青少年施策の計画担当と事業担当の連携が重要である。また、青少年健全育成に関係する団体が相当数あることから、相互の意見や情報を交換する場などの設定も必要である。近年、携帯電話による事件やサイバー犯罪など青少年が巻き込まれる可能性が高い犯罪が増加傾向にあるため、関係機関と連携を図り、青少年の健全育成に取り組む必要がある。			☐ 終了 ☒ 継続		☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)	☐ 廃止 ☐ 休止	☒ 改革改善を行う		
☐ 終了 ☒ 継続		☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)								
☐ 廃止 ☐ 休止		☒ 改革改善を行う								
		☐ 事業統廃合・連携								